

ヘルスケア・医療情報通信技術研究賞の選奨規程

ヘルスケア・医療情報通信技術研究専門委員会 平成 26 年 5 月 1 日制定
平成 27 年 3 月 5 日 MICT 研究専門委員会承認

電子情報通信学会 ヘルスケア・医療情報通信技術研究専門委員会における「ヘルスケア・医療情報通信技術研究賞」は、本選奨規定によって行う。

- (1)ヘルスケア・医療情報通信技術に関する学術または関連事業に関し、優秀な発表を行った発表者に表彰を行う。
- (2)本賞は「ヘルスケア・医療情報通信技術研究賞」と称し、略称を「MICT 研究賞」とする。
- (3)本賞の英文名称は、「Healthcare and Medical Information Communication Technology Committee Award」とする。
- (4)MICT 研究賞はヘルスケア・医療情報通信技術研究専門委員会(以下、MICT 研)において行われた講演のうち、特に優秀であり今後の活躍が期待できると認められた研究発表に対してその発表者に表彰を行い、今後の更なる研究を促すことを目的とする。
- (5)対象となる研究発表は、4 月から翌年 3 月末までの MICT 研究会(第 1 種研究会)において講演が行われた一般講演(口頭発表)とし、ポスター発表、招待講演、特別講演は対象外とする。ただし専門委員長が専門委員会の議を経て指定した発表、講演は対象と成り得る。他研究会と併催または共催の場合、MICT 研への登録申込分を授賞対象とし、他研究会への申込分は対象外とする。また、発表を行ったものが技術報告の著者でない場合は対象外とする。
- (6)MICT 研究賞に下記の 3 つの賞をおく。
優秀研究賞: (5)に該当する全ての研究発表を対象とし、もっとも優れた口頭発表に表彰する。
若手奨励賞: 当該年度の 4 月 1 日において 33 歳以下または学生の身分を有するものが第 1 著者となり、研究会において本人による口頭発表を対象にし、もっとも優れた口頭発表に表彰する。ただし、優秀研究賞との重複授賞は認めない。
企業奨励賞: 主たる研究が企業により行われ、第 1 著者が企業の所属であり、研究会において本人による口頭発表を対象とする。ただし、優秀研究賞との重複授賞は認めない。
- (7)MICT 研賞の選考は下記の手順とする。過去に本研究賞を授賞した研究者も授賞対象となるが、過去に授賞した研究発表と同一テーマの研究発表に対しては、委員長の判断で授賞対象外にできるものとする。

I. 研究賞授賞候補研究発表の推薦

各研究会で座長を担当した者はそれぞれの担当のセッションから、特に優秀であると認められる研究発表に対し、1 セッションあたり 1 件まで(セッションの発表件数 3 件以内の場合)ないし 2 件まで(セッションの技術報告件数 4 件以上の場合)を「研究賞候補」として推薦できる。また、研究会当日において他のセッションの座長を担当した者は、担当当日に聴講した他のセッションにおいて発表された中から特に優秀であると認められる研究発表を推薦することができる。この場合、推薦できる件数は担当したセッションからの推薦数と合わせて前記の件数以内とする。推薦においては、技術報告番号、著者、タイトル、推薦理由および推薦するカテゴリー明記して研究賞担当者に送付する。なお、推薦に該当する講演が無いと判断する場合は推薦を行わなくてもよい(この場合は「該当講演なし」と報告する)。

II. 研究賞候補技術報告の評価

研究賞担当委員から推薦された「研究賞候補」の技術報告全てに対し、全専門委員(委員長、副委員長、幹事、幹事補佐および顧問も含む)により、新規性、有効性、信頼性、了解性を各 10 点として評価する。

III. 研究賞の決定

研究賞担当委員は評価の結果を集計し研究専門委員会に報告する。研究専門委員会において、この評価結果に基づき、審議により、各カテゴリーでの研究賞授賞者を決定する。

- (8)MICT 研究賞の授与は、翌年度に開催する MICT 研究会にて委員長が表彰状を授与して行う。若手奨励賞には賞状と併せて授賞 1 件につき 5,000 円の図書券を授与する。また優秀研究賞の受賞者が若手奨励賞の対象者である場合は賞状と併せて授賞 1 件につき 5,000 円の図書券を授与する。

付則

本規程の改訂は、ヘルスケア・医療情報通信技術研究専門委員会の承認を得るものとする。本規程は、ヘルスケア・医療情報通信技術研究専門委員会の Web で公開する。

この規約は平成 26 年 5 月 1 日から施行し、平成 26 年度の MICT 研究賞から適用する(平成 27 年 3 月 5 日 MICT 研究専門委員会承認、平成 29 年 3 月 22 日改正、平成 29 年 7 月 27 日改正、平成 29 年 9 月 14 日改正、平成 30 年 9 月 13 日改正)。